

○軽井沢町公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱

平成14年6月20日告示第8号

改正

平成22年6月25日告示第37号

平成26年9月22日告示第27号

平成28年11月18日告示第32号

令和3年9月30日告示第26号

軽井沢町公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、居住環境及び軽井沢町の自然環境に対する住民意識の高揚を図り、もって協働によるまちづくりを推進するため、公用に供する道路、公園及び緑地等（以下「公共施設」という。）の美化・清掃及び除雪について、住民が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2 里親になろうとするもの（2名以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者）は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、町長に道路・公園里親届（様式第1）を提出しなければならない。

2 里親になった者がこれを辞退する場合は、町長に里親辞退届（様式第2）を提出しなければならない。

(合意書の取り交わし等)

第3 町長は、前条の規定により道路・公園里親届の提出があった場合において、その内容を適當と認めたときは、そのもの（2名以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者。次項において同じ。）と合意書（様式第3）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わしたものは、年度末に年間活動報告書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

(里親の役割)

第4 里親が行う公共施設の美化・清掃及び除雪活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理する公共施設内の草刈り又は除草
- (2) 管理する公共施設内のごみ等の収集
- (3) 管理する公共施設内の除雪

(4) 情報の提供

(5) その他必要な活動

2 収集したごみ等は、収集日に収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、町と協議して処理するものとする。

(町の役割)

第5 町長は、里親が行う活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。ただし、アダプトサインについては、設置できる場合に限り、管理区域内の植樹帯又は公園などに原則1箇所に設置できるものとし、4名以下のグループによる里親については、設置しないものとする。

(1) 清掃用具等の提供

(2) 美化・清掃及び除雪に必要な物品の貸し出し

(3) アダプトサインの設置

(4) その他活動に必要な援助

(庶務)

第6 この要綱に関する庶務は、地域整備課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、公共施設のアダプトシステムの実施に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日告示第37号）

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（平成26年9月22日告示第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている届及び取り交わしている合意書は、この要綱による改正後の要綱の規定に基づいて提出された届及び取り交わされた合意書とみなす。

附 則（平成28年11月18日告示第32号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。